

# 貴社のお役に立ちます！！

## シルバー人材センター

### です♪

60歳以上の会員が、家庭や企業、公共施設等で元気に働いています。公益的な法人ですので安心して仕事をお任せいただけます。（お請けできる作業やお値段につきましてはセンターまでお問い合わせください。）

### お問い合わせ ☎ 0533-84-1851

受付時間 8:30 ~ 17:15（土日祝・年末年始を除く）

#### ① センターがお請けできる仕事の範囲について

臨時的かつ短期的な業務、軽易な業務



- ・上記の条件を超える契約の場合は、複数人数のシルバー会員でローテーション就業を行います。
- ・作業時間は最低2時間から承っております。週1回や月2回程度の内容でも問題ありません。

#### ② 契約の種類について

派遣契約

または

包括契約（準委任）

#### 派遣契約

主な職種：工場内軽作業 商品品出し作業 受付業務 など

- ・派遣契約により人材（シルバー会員）を派遣いたします。
- ・派遣先には指揮命令権があります。また、従業員との混在作業も問題ありません。
- ・1人あたりの総労働時間は 週20時間未満 となります。

#### 【計算方法】

賃金 × 時間数 × 日数 × 事務費（賃金の20%）  
× 消費税 + 通勤手当 = お支払い金額

例 派遣会員1人 時間給1,080円※ 1日の作業時間が4時間  
月10日 作業した場合

1,080円 × 4時間 × 10日  
× 事務費（1.2）× 消費税（1.1）  
= 57,024円 + 通勤手当

※ 派遣会員の賃金の額については、作業内容により異なります。  
交通費は派遣先支給規程によります。



※ 包括契約（準委任）については裏面をご覧ください。



公益社団法人 豊川市シルバー人材センター  
〒442-0067 豊川市金屋西町三丁目1番地

## 包括契約（準委任）

主な職種：清掃 施設管理 除草 など

- ・包括契約（準委任）は仕事の完成をもって、その対価として会員業務委託料がシルバー会員に支払われます。
- ・包括契約（準委任）では、会員に対して発注者の指揮命令権はありません。また、従業員との混在作業もできません。
- ・1人あたりの作業時間は、月80時間以下 となります。

### 【計算方法】


会員業務委託料 + センター業務委託料 = お支払い金額

※ 就業会員の会員業務委託料の額については、作業内容により異なります。

- ◇ 令和6年10月以降、フリーランス法の改正に伴い、消費税の取り扱いが変更されました。  
(詳細についてはお問い合わせください。)



## センター情報

 公益社団法人 豊川市シルバー人材センター  
〒442-0067 豊川市金屋西町三丁目1番地  
【市役所の東 法務局のすぐとなり】



TEL 0533-84-1851 FAX 0533-89-0581

HP <https://webc.sjc.ne.jp/toyokawa>

MAIL [toyokawa@sjc.ne.jp](mailto:toyokawa@sjc.ne.jp)

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝・年末年始を除く)

